

レベル ※1	総合	授業	学生の課外活動	学内会議	大学その他の場所における研究活動（自宅における研究活動を制限するものではない）	入構 (学生・教員・学外者)	事務体制
0	通常						
1	一部制限	対面授業は原則禁止 特段の事情がある場合は、一部の実験実習演習科目について、学長が許可することができる※2	原則として禁止（ただし、学長の許可がある場合は除く）※2	対面会議を部局長判断で開催できる※2 オンライン会議推奨	可（ただし、宮城県外への出張は許可しない）。※2	教員は可能な限り自宅勤務が望ましい。 学生は教職員の許可※3を得た場合は可。 大学に来校する学外者は教職員の許可を得た場合は可。	感染拡大に最大限の配慮をしつつ、交代勤務、時差出退勤、土日休日を推奨する。可能な業務は自宅勤務が望ましい。
2	制限小	対面授業は禁止	禁止	対面会議を部局長判断で開催できる※2 オンライン会議推奨	可（ただし、仙台市外への出張は許可しない）※2	公共交通機関を利用する教員は自宅勤務を原則とする。 学生は入構不可。 大学に来校する学外者は教職員の許可を得た場合は可。	業務の遅滞、事後処理を許可し、出勤職員を少なくする。それ以外は自宅勤務とする。
3	制限大	対面授業は禁止	禁止	対面会議を学長判断で開催できる※2 オンライン会議推奨	可（出張は許可しない）※2	教員は自宅勤務を原則とする。 学生は入構不可。 大学に来校する学外者は学長の許可を得た場合は可。	重要な事務を継続するため少人数が交替で短時間出勤する。その他の職員は自宅勤務とする。
4	活動の停止	対面授業は禁止	禁止	対面会議は禁止	不可	教員は自宅勤務とする（学長は出勤を指示できる）。 学生は入構不可。 大学に来校する学外者は学長の許可を得た場合は可。	大学機能維持に出勤せざるを得ない業務以外は、自宅勤務とする。

※1 活動制限指針は、今後の状況に応じ、隨時見直しを行う。

※2 最大限の感染拡大防止対策を講じることが条件となる。

※3 6月1日以降、当面、教職員の許可を学長の許可と読み替える。